

佐八酒消組監第17号

平成26年 8月27日

佐倉市八街市酒々井町消防組合

管理者 蕨 和 雄 様

佐倉市八街市酒々井町消防組合

代表監査委員 今 井 誠 治

監 査 委 員 越 川 廣 司

平成25年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出

決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成25年度
佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査
した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

平成25年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出
決算審査意見書

第1 審査対象

1 平成25年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算

2 関係書類

(1) 平成25年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書

(2) 平成25年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書

(3) 実質収支に関する調書

(4) 財産に関する調書

第2 審査の実施日

平成26年8月22日(金)

第3 審査の実施場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

第4 審査の方法

1 決算その他関係書類の計数的な正確性の検証

2 平成25年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要施策の成果の説明書に基づいて、消防本部各課担当者より説明を受け、審査を実施しました。

3 現金預金については、例月出納検査を実施しているため本審査では省略しました。

第5 審査の意見

1 総括

審査に付された平成25年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、適正に作成されているものと認めます。

また、予算の執行及び諸事業の運営管理は、適正なものとして認めます。

2 要望事項

平成25年度の火災、救急活動では佐倉市、八街市及び酒々井町ともに前年度より増加している状況であり、近年、全国的に今までの常識では考えられないような大雨による災害等が発生しています。

当組合管内では大規模な災害はないものの、高層ビル、工業団地、住宅密集地、狭隘な道路等いろいろな状況の現場が想定されます。

今後も限られた予算、限られた人員の中ではありますが、市民の安全

を守りその期待に応えていただきたい。そのため、消防職員の職務の特殊性を考慮するとともに、これからますます難しくなる人材確保の点からも、特殊勤務手当等の支給について県内の消防本部及び構成市町の属する事務組合の状況を勘案し、構成市町と協議等され、職員の待遇改善措置を講ずるよう要望します。